

## 公益信託認可ガイドライン案・主な修正点（第11回施行準備研究会）

項目番	項目	修正内容
1	＜第1章第1節第3・P6＞「軽量な公益信託」	軽量な公益信託の取扱いについて、本文掲載部分の転記。(パブリック・コメント第1章6を受けて修正)
2	＜第1章第2節・P10＞「公益信託関係者の責務」	公益信託における主な税制上の優遇措置を注釈に追記。(自主修正)
3	＜第1章第3節・P11＞「公益行政の」基本的な考え方（公益信託）」	「寄附者等」には、委託者と寄附者の双方を含むこと及び公益信託に対する資源提供者を含み得ることを注釈に追記。(自主修正)
4	＜第2章第1節第2・P28＞「公益事務の概要」	申請書に記載する「収益が生じる公益事務」について、「相応の収益」との規模の概念を導入。また、注釈にて、「収益が生じる公益事務」の考え方を付記。(パブリック・コメント第2章10を受けて修正)
5	＜第2章第1節第3・P35＞「2公益事務の概要についての確認	「収益を生じる事務」の部分を「相応の収益が生じることが想定される事務」との書き方に修正。(パブリック・コメント第2章10を受けて修正)

	事項等」	
6	<第2章第1節第3・P38>「5 公益事務の合目的性の確保の取 組についての確認事項」	合議制機関の設置が求められる場合の対応についての記載を修正。(パブリック・コメント第2章5を受 けて修正)
7	<第2章第1節第3・P40>「公 益事務の概要」	導管寄附の考え方を注釈に「助成先を予め明示して募集する寄附の形態」と追記。(パブリック・コメン ト第2章5を受けて修正)
8	<第2章第2節・P45、47>「イ 判断基準」	ガイドラインに記載されている審査時に必要と考えられる書類・証憑は、例示であることを明確化する 観点から、注釈に追記。(パブリック・コメント第2章3を受けて修正)
9	<第3章第1節第2・P60>「受 託者の経理的基礎及び技術的能 力」	「合意された手続」(AUP)について、ガイドライン案上の表現振りを一部修正。(松前参与から意見あり 修正)。
10	<第3章第1節第2・P64>「受 託者の経理的基礎及び技術的能 力」	公益信託事務の処理に係る重要な意思決定は、法人としての重要な意思決定手続に準じた手続で決定さ れる理由・背景について④として「各種法的責任を負う旨」を追記。(パブリック・コメント第3章7を 受けて修正)
11	<第3章第1節第4・P75>「公 益信託事務の処理能力」	「公益信託事務の処理能力（公益信託法第8条第4号）」を踏まえて不認可とする際の背景等を追記。 (自主修正)

12	<第3章第1節第4・P84>「公益信託報酬」	公益信託報酬の例示として、「定率+定額」の混合方式を追記。(パブリック・コメント第3章3を受けて修正)
13	<第3章第2節・P91>「欠格事由」	「欠格事由（公益信託法第9条）」の総論部分に、第1号から第5号までの規定が公益信託の継続可能性の容認を前提とする考え方と第6号の規定が継続可能性の否定を前提とする考え方の相違点を追記。(自主修正)
14	<第4章第1節第1・P99>「信託行為（総論）」	注釈に遺言の中に受託者の指定がない場合等の対応について追記。(パブリック・コメント第4章12を受けて修正)
15	<第4章第1節第2・P105>「3 信託管理人の指定」	弁護士等の個人事業主が信託管理人に就任する際の住所について、当該事業の事務所の所在地を住所とすることを許容する旨の追記。(パブリック・コメント第4章6を受けて修正)
16	<第4章第1節第2・P107>「5 委託者及び受託者の氏名及び住所」	信託行為の内容を証する書面について、個人の信託管理人の住所、信託行為の内容を証する書面に押印されている印影についても、非開示とする旨を追記。(パブリック・コメント第4章11を受けて修正)
17	<第4章第1節第2・P115>「8 公益事務の内容」	信託行為において定めるべき「公益事務の内容」の記載の部分について一部追記。(パブリック・コメント第4章6を受けて修正)
18	<第4章第1節第2・P116>「9 信託財産の受入れ」	公益信託認可後の信託財産の受入れ時期について、誤解を招くおそれがあるため「遅くとも」を削除。(パブリック・コメント第4章7を受けて修正)

19	<第4章第1節第2・P125> 「11 公益信託事務の処理」	信託行為に基づき定められる規程等の作成に係る背景を追記。(パブリック・コメント第4章7を受けて修正)
20	<第4章第1節第2・P129> 「14 公益信託の存続期間を定める場合にあっては、当該期間に関する事項」	公益信託の存続期間について、「具体的な終期を日付又は期間で定める場合以外」の取扱いに係る記載を一部修正。(自主修正)
21	<第4章第1節第2・P135> 「18 信託法第31条第1項各号又は第32条第1項に掲げる行為を行う場合にあっては、その旨及び当該行為の内容」	法令に反する利益相反行為等の受託者に対する具体的効果を追記。(パブリック・コメント第4章10を受けて修正)
22	<第4章第1節第2・P135> 「18 信託法第31条第1項各号又は第32条第1項に掲げる行為を行う場合にあっては、その旨及び当該行為の内容」	利益相反行為等への対応等に係る背景等の説明文を一部修正(パブリック・コメント第4章13を受けて修正)
23	<第4章第1節第2・P137、138>「20 租税特別措置法第40条	租税特別措置法施行令第25条の17第5項に規定する非課税承認要件と同条第6項第2号に定める要件の主な内容を注釈に追記。(自主修正)

	の適用を受ける場合の対応」	
24	<第4章第2節第2・P143> 「2 添付書類」	信託行為の内容を証する書面に押印されている印影についても、非開示とする旨等を追記。(パブリック・コメント第4章11を受けて修正)
25	<第4章第2節第2・P146> 「2 添付書類」	「分別管理に関する規程等」を定めている場合、公益信託の認可申請書の添付書類に該当する旨を追記。(パブリック・コメント全2を受けて修正)
26	<第4章第2節第2・P149> 「2 添付書類」	「本ガイドラインに記載がない書類を求める場合の前提を追記。(パブリック・コメント第4章1を受けて修正)
27	<第4章第2節第2・P150> 「2 添付書類」	行政庁が必要と認める書類の具体的項目を追記(自主修正)
28	<第4章第2節第2・P151> 「添付書類」	公益信託の認可後に行政府への報告する具体的項目を追記(自主修正)
29	<第4章第1節第3・P153、第4章第1節第9・P163、第5章第2節第2・P228>  「承諾したことを証する書類」等	「信託管理人の承認を受けたことを証する書面」等について、当該者(本人)からの電子メールなども想定している旨を追記(パブリック・コメント第4章11を受けて修正)

30	<第4章第2節第5・P156> 「受託者の辞任の届出等」	公益信託の終了事由に関する説明について、明確化の観点から、修正（自主修正）
31	<第4章第2節第8・P162> 「信託の終了の届出等」	信託財産の不足を要因とする公益信託の終了事由に係る説明の修正、追記。（都道府県意見第1章1を受けて修正）
32	<第4章第2節第8・P163> 「精算の届出」	公益信託が終了した場合の精算の届出に係る添付資料について追記。（パブリック・コメント第4章11を受けて修正）
33	<第5章・P164> 章の題名	第5章の題名を「公益信託の財務規律・情報開示・会計等」と修正。（パブリック・コメント第5章2を受けて修正）
34	<第5章第2節第1・P195> 「財産目録等」	「財産目録等」について、『信託行為の内容を証する書面』の内訳が公益信託法第20条第1項等の書類（ガイドライン上1～3としている書類）であるかのように誤認させるような記載となっていたため、別物であることが分かるように修正（自主修正）。
35	<第5章第2節第1の1・P196> 信託事務年度開始前に作成・備置きする書類	「資金調達及び設備投資の見込みに係る書類」については、公益信託規則第44条における信託管理人の承認を得る対象ではない（ただし承認を得ることが望ましい）ことを注で明記（自主修正）。 ※P228（行政庁への提出等）においても同様の修正あり。
36	<第5章第2節第1の2（4）	【(ウ) 関連当事者との取引として記載が必要な事項】の説明文章について、関連当事者取引についての

	オ・P205> 関連当事者との取引に関する事項及びその明細	記載が必要な根源的理由であるため、(4) オ冒頭部分に記載場所を変更（自主修正）。
37	<第5章第2節第1の3（2）>・P212> 信託概況報告	信託概況報告時に、公益信託に合議制の機関を置く場合にはその活動状況を記載するところ、記載すべき事項の例示として「(合議制の機関の) 委員の状況」を追記（自主修正）。
38	<第5章第2節第1の3（4）ア・P219-220> 「貸借対照表（純資産の部の細目）」	純資産区分を表示しない公益信託について、指定寄附資金の保有に当たって必要な要件であるという説明を追記。（自主修正）
39	<第5章第2節第1の3（4）イ（オ）・P222> 「損益計算書の注記」	損益計算書の注記に使途指定が想定されない公益信託についての扱いを整理。（自主修正）
40	<第5章第2節第1の3（5）及び（6）・P224> 「公益信託の信託帳簿」	公益信託の信託帳簿について、合計残高試算表相当のものとするところ、合計残高試算表であれば通常日付の記載がないため、日付については明文上削除。（自主修正）

41	<第5章第2節第1の3（6）・P226>「特定資産公益信託の信託帳簿」	特定資産公益信託の信託帳簿について、全ての場合に複式簿記による帳簿作成の義務は課さないものの、「複式簿記を原則とする」ことを明示的に記載。（パブリック・コメント第5章5を受けて修正）。
42	<第5章第2節第1の4・P228>「個人への閲覧請求」	受託者への閲覧請求について、受託者が個人事業主である場合のその事務所を、閲覧請求を受け付ける箇所と出来る旨明記。（自主修正）
43	<第5章第2節第1の5・P228>「行政庁への提出等」	信託管理人の承認を証する書面について、具体的にどういった書面が想定されるか例示を追記。（自主修正）
44	<第5章第2節第1の5・P229>「行政庁への提出等」	信託概況報告等の提出時に添付する「国税及び地方税の納税証明書」について、分かりやすさの観点から修正（自主修正）。
45	<第5章第2節第1の5・P229>「行政庁への提出等」	行政庁が受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するために必要と認める書類（公益信託規則第49条第1項第4号）の例示を追記。（自主修正）。
46	<第5章第2節第1の6・P230>「行政庁による公表」	公益信託法第21条第1項以外の規定による提出書類のうち、「財産目録等」が含まれる手続及び該当書類の対象を修正。（自主修正）。

※ページ数は、資料3のページ数を指しています。